四　動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売において配当要求をしたとき。

五　根譲渡担保権者が帰属清算の通知（第六十条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知をいう。次号において同じ。）又は処分清算譲渡（第六十一条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡をいう。次号において同じ。）をしたとき。

六　動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第六十二条第一項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。

七　集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。

八　集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第六十七条の同意を得て第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。

九　債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十二条第一項前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

十　その他の財産（第五十五条に規定するその他の財産をいう。）を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十六条第一項において準用する第九十二条第一項前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。

十一　動産を目的とする根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十二　動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権者が第七十七条の同意を得て譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十三　根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

十四　債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2　前項第三号イの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同号ロの強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売若しくは担保権の実行としての競売の例による競売による差押え若しくは同号ハの滞納処分による差押え、同項第四号の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同項第七号若しくは第八号の通知、同項第十一号若しくは第十二号の引渡命令又は同項第十四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

第二款　動産譲渡担保契約の効力

第一目　総則

（動産譲渡担保権の及ぶ範囲）

第二十七条　動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であって動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、動産譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び動産譲渡担保権設定者の行為について民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

第二十八条　動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができる。

（動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益）

第二十九条　動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

2　動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならない。

（妨害の停止の請求等）

第三十条　動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一　譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているとき　その者に対する妨害の停止の請求

二　譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき　その者に対する妨害の予防の請求

三　譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき　その者に対する返還の請求

2　動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一　第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているとき　その者に対する妨害の停止の請求

二　第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき　その者に対する妨害の予防の請求

（牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力）

第三十一条　次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。第三十七条において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくても、第三者に対抗することができる。

一　譲渡担保動産の代金の支払債務

二　譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

2　前項の場合において、次条及び第三十五条から第三十七条までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第百八十三条に規定する方法（以下「占有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなす。

（動産譲渡担保権の順位）

第三十二条　同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後による。

（動産譲渡担保権の順位の変更）

第三十三条　動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2　前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

（動産譲渡担保権と先取特権との競合）

第三十四条　同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

2　前項の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第三百三十二条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定による順位に従って弁済を受ける。

（動産譲渡担保権と動産質権との競合）

第三十五条　同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後による。